

## 査読論文

# 樺太最初の中学校創設 —中川小十郎の役割に着目して—

池田 裕子\*

## 要旨

この論文は、1905年のポーツマス条約により日本の領土となった樺太を対象に、最初中等教育機関である樺太庁中学校の設立とその後の状況を分析することにより、樺太庁の中等教育政策の方向性とその特質を明らかにすることを目的とする。そのことによって、内地とは異なる社会の形成を背景とした教育体系の構築について考察し、近代日本における中等教育政策史に新しい知見を加えようとするものである。

樺太で最初の中学校の設立を計画した当時、当地は人口も少なく産業も未発達で、入学する生徒を確保できるのかもわからない状態であった。そうしたなかで、樺太庁幹部・中川小十郎は、その必要性を力説して開校を実現した。中学校のカリキュラムは、内地と同様に普通教育を重視して作られており、優秀な教員を集めた。中川は、不安定な樺太庁政を安定させ、民心を統合するために、教育の重視を掲げて中等教育機関のなかで最も高い威信を誇る中学校を設置した。

実業教育機関のない樺太において、住民が高い社会的地位を得るには中学校に行くしかなかった。その意味で、1920年代の樺太の中学校は住民選別の機能が強い植民地の教育機関であった。

## キーワード

植民地教育、樺太、中学校、中川小十郎、平岡定太郎

## はじめに

本稿は、1905年に日露間で締結したポーツマス条約により日本の領土となった南樺太（以下、樺太）における最初中等教育機関である樺太庁中学校の創設から次の中学校設立までを対象に、樺太庁による初期中等教育政策の方向性とその特質を明らかにする<sup>1</sup>。それにより、府県とは異なる社会形成を背景とした植民地における教育体系の構築について考察し、近代日本における中等教育政策史に新たな知見を加えることを目的とする。

日本の中等教育制度は、1899年の高等女学校令、実業学校令、改正中学校令の制定による複

---

\* 執筆者：池田裕子

所属／職位：東海大学札幌キャンパス／准教授

連絡先：〒005-8601 札幌市南区南沢5条1丁目1番1号

E-mail: yikedata@tsc.u-tokai.ac.jp

線型の制度として成立した。その枠組みのなかで中学校は、学力と経済力に恵まれた上層住民を対象とする普通教育への強い志向を持った特権的な性格を持つ学校として、1900年前後に制度が確立した<sup>2</sup>。この頃から、中学校に替わって実業学校の設置を優先する傾向が全国的に展開することになるが、北海道と樺太では逆に中学校の設置を優先する動きが見られた。

先行研究では、北海道・小樽の中学校設置(1901年)を検討し、それが拓殖行政下で「府県なみ」を望んだ住民の意思の反映であったことを明らかにした<sup>3</sup>。これに対して植民地である樺太では、領有間もない1912年に最初の中等教育機関として樺太庁中学校(後の樺太庁大泊中学校)が開校した。この事業を実質的に指揮したのは、元文部官僚で当時は樺太庁第一部長の要職にあった中川小十郎であった。

中川は、同校の入学式で校長代理を務めた名川彦作の式辞に続いて訓示を行い<sup>4</sup>、同校の創設について、「時期尚ほ早し」、あるいは「開設するも入学者が無かるべし」など「反対説をなす者」があり、「些少ならざる苦心を重ねた」経緯を述べ、「当中学校の性質如何に就いて一言すれば各府県立の中学校とは其趣を異にして即ち官立中学校なり(略)官立中学校は総理大臣直接に監督して教育を執行さるゝ<sup>5</sup>」として同校を権威づけた。

地域において学校の設立は、「一つの社会的な現象として把握されなければならない」と指摘される<sup>6</sup>。領有から7年を経て、約36,000km<sup>2</sup>(北海道の約43%)の面積に人口42,138人の樺太にあって、首都でもなかった大泊町が中学校を持つということはどのようなことであったのか。その意味を追求することは、樺太における中等教育政策の論理を見いだすことでもある。そこには、日露戦争後の厳しい財政事情の下で、小さな国家さながらに新領土の経営に取り組まなければならない樺太の政治・経済的な事情の反映が見られた。

樺太の教育は、「母国に於ける教育の漸進的なると異なり極めて急劇なる進歩を告ぐ可き植民地の教育<sup>7</sup>」と評されたが、それは、元來が後進性を有する日本の近代教育の特質、とりわけその歪みの部分を極端且つ凝縮的に表現した姿だといってもよい。同時代人の目には「極めて急劇なる進歩」と映った現象が実際は何を示していたのか、それは北海道の中等教育政策の検討から導き出される「後発性と急進性<sup>8</sup>」と同様の内実を有したのか。そのことを初等教育政策にも目配りしながら問いかけ、「外地性の希薄な地域<sup>9</sup>」という評価ゆえに見えなくなっている当地における植民地教育の構造を描き出すことにする。このことは、植民地も含めた帝国全体における日本の中等教育政策の全容解明に寄与するのみならず、人口過少な地域にとっての学校の意義と役割とを改めて確認し、教育が地域社会に何をなし得るのかという現代的な課題への示唆を得ることにもつながる。

以上の問題関心から、本論文では、①中学校設置に至るプロセスの内地との相違、②政策担当者、特に樺太の教育政策の土台を築き、中学校設立においてイニシアチブを発揮した中川小十郎の役割、③樺太庁中学校の社会的機能と、これら3つの相互連関に留意して、公文書・樺太庁の統計資料・「中川家文書」・新聞及び雑誌・当時刊行の文献・同窓会誌などを活用しながら

ら分析を進めていく。

## 1. 基幹産業の模索

### （1）樺太庁の総合行政

ここでは、議論の前提として樺太統治の仕組みについて見ることにする。政府は1905年の樺太占領と同時に軍政を布く一方で、北部アレクサンドロフスクに樺太民政署を置いた。1907年には民政署に替わって樺太庁を大泊に設置したが、その翌年同庁は首都豊原に移転した。この豊原・大泊と真岡が最も人口を集めた豊泊真<sup>ほうはくしん</sup>の三市街地であった。

樺太では、内地の法律をそのまま施行するのではなく、勅令によることとされた。当地は法制度上、「外地」として扱われることになった<sup>10</sup>。当初、樺太庁長官には、郵便電信及び電話、銀行及び関税以外の事項に関して「内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理」する権限が付与された<sup>11</sup>。長官の地位は「大体府県知事に近似する」がその職限は「府県知事に比してはるかに広範にわたり」、庁令に付し得る罰則は「府県令に比しやゝ重い」ものであった<sup>12</sup>。

会計制度は、国の財源において一般的な歳入歳出と区分して経理する外地特別会計制度により運営された。この制度下で樺太庁財政は、その歳入及び一般会計からの補充金を以て歳出とした。長官は、この制度下で「総合的な見地から<sup>13</sup>」自ら立案した経営計画を遂行する総合行政を担った。教育行政も文部省の管轄を離れ、地域の事情に合わせた長官の裁量が可能となった。

そのほか学校の設置に際して内地と条件が異なるのは、地方制度である。樺太には、中学校の設立に関する議論の場となった県会や道会に該当する機関は存在せず、法人格と権利能力を有する町村も置かない官治行政の方式を採用していた<sup>14</sup>。町村に類似する機関としては、1909年10月の部落総代規程（庁令第31号）により、支庁及び出張所の下部に部落という単位を設け、住民から協議費を徴収して樺太庁の行政事務にかかる補助的業務を行わせていた。三市街地では、その部落とは別に支庁直轄の町民会を発足させた<sup>15</sup>。町民会は住民より会費を徴収し、住民選出による評議員を擁する組織だったが、住民の申し合わせ機関に過ぎなかった。そのため、中等学校の設置に対する民意の反映は、内地のような規模と組織、財政的な裏付けを有したものはおのずから異なり、その影響力についても同様に考えることはできない。ここに樺太の教育が時の政治権力の影響を直接的に受けやすい一因がある。

樺太財政の検討を行った平井廣一によれば、日露戦争前後の歳入構造のうち、内国税は「きわめて低水準」で、「漁業免許料と一般会計からの補充金」が「歳入のほとんどを賄っていたといっても過言ではな」かった<sup>16</sup>。未墾地の多さからくる地租収入の不在を主要因とするこの低水準な内国税が樺太庁の初期の財政構造を規定していた。官治行政の根拠でもある住民の担

税力の弱さと地方公共団体の不在は、内地にあつては中等学校設立の動力となつた民意の形成を一部の有力者の意向へと狭めた要因でもあつた。こうした事情から、樺太最初の中等教育機関をどの学校種にするのかについては、一部の有力住民の要望と樺太の現状を勘案した樺太庁幹部の意向が大きく影響し、それと中央の見解が最終的な決定機関である帝国議会でせめぎ合ったのである。

## (2) 平岡定太郎の樺太経営構想—産業と人材と—

第三代樺太庁長官・平岡定太郎は、兵庫出身で帝国大学法律学科を卒業後、内務省に入省し福島県知事を経て樺太庁長官に任命された<sup>17</sup>。平岡については、「事業家の才はまるで無かつたが、その人柄に接した者に強い印象を残す一種の教祖性を有し(略)性豪放磊落、あるいは大雑把無頓着<sup>18</sup>」との評価がある。



【写真】 第三代樺太庁長官平岡定太郎

出典) 池津良雄『樺太写真帖』樺太拓殖新聞社、1931年〔北海道立図書館所蔵〕。

在任期間は1908年6月12日から1914年6月5日までで、その間、三井物産と渡り合い<sup>19</sup>、樺太の基幹産業となるパルプ工業の誘致を成功させるなど、歴代長官のなかでもその「積極果敢」な手腕がひととき目立つ存在であつた。

平岡は、着任以来、漁業に替わる新しい産業を模索しており、当時のことを自著『北溟丹心の書<sup>20</sup>』に認めていた。そこには北海道開拓次官時代の「黒田清隆の故知に倣つてアメリカ北部の実績に学ぶことを決意し」、樺太の森林資源を用いた化学工業の一つである乾餾事業<sup>21</sup>導入のための事前調査として中川小十郎を1910年6月からアメリカに派遣し<sup>22</sup>、その復命書を踏まえた樺太の産業と人材養成についての構想が記されていた。

中川の復命によって、アメリカ政府が樺太の開発に積極的協力の意思のないことが明らかとなつた。(略)今後、日本の力で、自から樺太を開き、ここに日本北方文化を大成するため次のことを決意する。

その第一は、寒帯の資源を探り、その適正利用による日本北方産業組織を確立するための総合的科学研究機関の創設であり、他の一つは、現地樺太の人材を養成し、日本北方文化

推進の中核たらしめるための樺太総合大学を頂点とする樺太教育機関を整備することである。しかし樺太歳入の貧困と、戦後日本の財政の困窮を思うとき、この急速な完整はむづかしくも望むべくもない。よってここに、上記理想達成のための第一歩として、樺太庁乾餾実験工場の開設と樺太庁中学校の創基を断行することを決意する。これが私に宿る北溟丹心の源泉である。希くは、樺太全島の人々がこの私の決意に同意し一斉に立ち上らんことを。

同書の内容が公にされたものであるのかは不明であるが、平岡は、1911年6月に第一の決意として挙げていた乾餾工場を首都豊原に設置した（樺太庁令第18号）。樺太庁編纂の『樺太庁施政三十年史』は、工場建設の理由を「移民招来の実」をあげるためと説明している<sup>23</sup>。当時の日本には、日本酢酸製造株式会社が1910年に栃木県に設立した乾餾工場が存在していたが、樺太庁の乾餾工場は同工場とともに、「此二大乾餾工場ハ日本ニ於ケル最初ノ規範的工場ニシテ、設備ノ完全セルコト他ニ比類ナ<sup>24</sup>」しと称された。パルプ工業の誘致についても1910年頃から着手している<sup>25</sup>。

第二の決意とした樺太庁中学校の創設は、1912年に実現した。樺太庁中学校は、平岡が構想した新産業の創出策とそこで活躍する人材を養成するための教育体系構築案の一部として位置づけられていた。

## 2. 中等教育機関設置の機運

### (1) 小学校卒業生の処遇問題

樺太における初等段階以降の教育についての最初の意見は、実務的な教育を行う施設を要望するものだった。例えば、1906年には、漁業技術を伝達する「簡易な実業学校」の設置案を確認できるが<sup>26</sup>、これは実現せず、1909年に16歳以上の水産業従事者とその子弟を対象とした伝習制度を設けるに止まった<sup>27</sup>。

中等段階の教育施設の設置について具体的な検討が始まったのは、小学校が卒業生を出す1910年以降のことである。この年は、交通機関の整備と好漁とが呼応して移住者が増え、漁民の生活が安定したことから村落地域に小学校の設置が進んでいた<sup>28</sup>。表1によれば、1908年に23校だった庁立・私立小学校が1910年には53校に増えており、1911年には62校になっている。卒業生が増えるなかで、その行き先についての議論が『樺太日日新聞』（以下『樺日』）紙上において展開されるようになっていた。

同紙は、1906年創刊の三紙を中川小十郎が買収・合併して1908年に創刊した「樺太庁の機関紙」であると同時に「その開発政策に深い利害関係を有する豊原の日本人の利害を代弁する新聞」であった<sup>29</sup>。

『樺日』は、1910年5月に「卒業児童の始末方」についての見解を披露した<sup>30</sup>。それは、小



表1 樺太の人口推移と小学校数及び児童数

年度	人口	庁立		私立	
		学校数	児童数	学校数	児童数
1908年	26,393人	3校	1,492人	20校	618人
1909年	26,236人	3校	1,510人	32校	1,064人
1910年	31,017人	3校	1,652人	50校	1,814人
1911年	36,725人	3校	1,742人	59校	2,500人
1912年	42,138人	3校	1,808人	68校	3,105人

出典) 樺太庁編纂『樺太庁治一斑』各年度により作成。

学校を卒業した子どもを内地に進学させる保護者は少ないとの認識に立ち、「中学制度採用などは行く、は是非実行を見たき次第なるも是迄には猶多数の歳月を要す」るため、それまでの「臨時的措置」として、水産・鉱業・農耕・森林などの教育を行うべきであるとの内容だった。9月には、豊原町民会が「中学校の特設を熱望するも(略)目下猶ほ其時期にあらずと做し之れが代用として別に補習科設置を其筋に請願する決議」をなしたと報道された<sup>31</sup>。この時点で住民らは、正規の中等教育機関の設置についてはまだ先のことと考えていた。

1911年になると、幾つかの意見が紙上に現れたが、8月には、①中学校、②簡易実業学校、③師範学校の設置を促す三説を紹介した後、「樺太開拓に必要な実用的の人間を作りたい」と訴えた<sup>32</sup>。

同年10月、次年度予算に小学校以外の費目の計上があることが伝えられると、同紙は「中学校設置問題」と題する記事を掲げ、議論を一つの方向に集約させていった。記事では中学校・簡易実業学校の二説の存在を示した後、「今や本島の殖産興業は、非常なる勢を以て発展の緒に就きつゝある」が、「あらゆる方面の技能と知識とを要求する事切なる分業時代には到達せず、従つて差当り年々少なからざる簡易実業学校卒業生をして、各々其所を得せしむる事は、言ふ可くして実は行ひ易からざる難点なり」として、「中学校の設置を以て、本島将来の学制上、先以て採る可き順序」であると主張した<sup>33</sup>。

樺太において、中学校を卒業した生徒の幾人かは内地上級学校に進むことが予想される。しかしながら、簡易実業学校を設置した場合、卒業生を吸収できるような就職先は産業の未発達な樺太には見込めない。そうであるならば、「学制上当然の順序」として中学校を設置した方が、実情に合うとの指摘であった。

これに対する真岡の「教育熱心生」なる人物の反論<sup>34</sup>は、樺太は現在「内地の其れの如く単に人物を養成して直接国家に資する基原を開くと云ふが如き時機にあらずして、忽ち我が足下に必要なる人物を養成せざる可からざる時代」であるから、パルプ起業を念頭に置いた農林学校や基幹産業を支える水産学校こそが必要だというものであった。中学校の卒業生は、「唯一般的才能に至りては実業校卒業生に優る点ありと雖、一科専門に就ては、三文の価値」もなく、そのうえ、「落第者」は「世の厄介物」になるというのである。

前者は卒業生を内地に送る中学校を良しとする意見であり、後者は樺太に貢献する人材を自前で育成するべきだという意見であった。中学校は国家に貢献する人材を、実業学校は地域に貢献する人材を養成する学校であるとの認識である。

パルプ工業の勃興する前夜、樺太全体で会社は56社（株式13・合資28・合名15）、ほかには諸営業が「代書」や「芸妓」などの個人や兼業も含めて4,016<sup>35</sup>という状況であり、1914年の資料には、「海陸共に巨大の富源を蔵するも、利用は一兩年來漸やく其緒に就けるのみにして、商業の如きも亦極めて幼稚<sup>36</sup>」と記されていた。パルプも誘致の途上であり、中等学校卒業生の就職先がどれ程確保できるかは未知数であった。

中学校の卒業生が内地上級学校に進学するには、十分な学資と海を渡る覚悟が必要である。その物心両面の条件を満たす層は、当時の樺太にはさほど多くは存在しなかった。そのようななかでの中等学校設置をめぐる議論は、樺太社会を今後どのように形成していくのかを暗示するものであった。

## （2）「樺太庁廃止説」の波紋

こうした議論の最中、樺太庁にとっては看過できない問題が発生した。

平岡が樺太統治の最重要課題としていたのは、移民の招来と定着であり<sup>37</sup>、そのため移民の冬期就労の方策を講じることに意を用いていた<sup>38</sup>。官幣大社樺太神社の建立事業もその一環である。これは、中川小十郎のアイディアによるもので<sup>39</sup>、島民の経済的安定を図るための授産と精神的支柱を創るための方策であった<sup>40</sup>。

ところがこの重要課題に水を差す問題が持ち上がっていた。樺太庁廃止問題である。例えば1910年5月の『樺日』は、樺太庁を北海道庁に合併するとの流言について、「北海道の同業諸君の蒙を啓かん」と訴えている<sup>41</sup>。この問題は翌年、第二次西園寺内閣の成立に伴う行政整理の一環として<sup>42</sup>にわかに現実味を帯びた。この問題の統治への影響を危惧した樺太庁幹部と『樺日』は、その否定キャンペーンを直ちに展開した<sup>43</sup>。樺太庁の内部文書には、当時の危機感が現れている。長官から拓務局総裁に宛てた1912年4月26日付の文書の下書きが「中川家文書」に残されているが、そこには「事業家ト移住民ニ畢力吸引ニカメサルヘカラサル最要ノ時機ニ於テ朝野ノ樺太ニ対スル觀念ヲ弱メ移民ノ土着心ヲ薄弱ナラシムルノ反響アル<sup>44</sup>」と、この風説が樺太経営に重大な影響を及ぼしかねないことへの懸念が認められている。この問題は、中学校設置のプロセスとはほぼ同時進行で推移していた。

この頃の『樺日』紙面には、樺太における教育の「発達」を指摘する記事が複数掲載されている<sup>45</sup>。これらは就学率の「高さ」や小学校の量的拡大を「進歩」や「発達」と捉えるものであった。中川小十郎は、1912年2月に全島の小学校を包括する教育団体を設立した。教育関係者や有志者を会員として、「樺太教育の普及発達を図る」目的の下に「樺太教育会」を発足させたのである<sup>46</sup>。『樺日』は、早速それを歓迎する社説を載せた<sup>47</sup>。そこには、人口増加、経済力の

発達、土着心の鞏固などは「皆原因結果の関係をなして帰する所教育といふ大本に培ふ事となる、教育は文化のパロメーターと云ふ定語は茲許を説明する」として、「樺太の如何に多望である事」を述べ、「樺太は駄目であるとかヤレ組織を縮小せよとか論じ立てる人々に対して其の妄を解て見たい」と畳みかけた。

この時期の樺太にとって教育の「発達」は、人口や経済力に加えて人々の土着心の高まりを示す指標とされており、それは「樺太庁廃止説」を打破するための根拠でもあった。内地より遅れて着手された学校教育が短期間で拡大していく様子を『樺日』主筆の谷口英三郎は、「急劇なる進歩」と表現した<sup>48</sup>。樺太庁中学校の創設は、人々のなかに中学校設置の機運がそれほど熟していない段階で、その「急劇なる進歩」の先に続く上級学校の設定を決めることで教育重視の姿勢を示し、「樺太の多望」を内外に印象づけようとする施策であった。

### 3. 樺太庁中学校の創設と中川小十郎

#### (1) 教育行政を牽引した中川小十郎

樺太庁中学校創設の最終的な決定は平岡の責任で行われたが、その実現を実質的に担った人物は、第一部長である中川小十郎であった。樺太庁の組織は、長官官房と第一部・第二部で構成されており、そのうち第一部は、教育・商工水産・警察衛生・気象その他の重要な部門を担う部署である。その責任者である第一部長は、勅任事務官として長官を助け、庁内事務の処理と官房から各部に至るまでの事務を監督し、長官に故障があった場合はその職務を代行する、長官に次ぐ地位であった<sup>49</sup>。

中川は、京都出身で、1884年に東京大学予備門予科に入学した。同期には夏目漱石、中村是公、太田達人らがいた。東京帝国大学法科大学政治学科を経て文部省に入省し、西園寺公望に引き立てられて要職を担った。1897年には京都帝国大学の創設事業に書記官として従事し、それを終えたタイミングで野に下った<sup>50</sup>。私立京都法政学校（現立命館大学）の創設者としても知られる。文部行政に通じ、学校の設立と民間企業での経験を有する実務家である。



【写真】中川小十郎

出典) 立命館史資料センター (<http://www.ritsumeiji.ac.jp/archives/>)



1906年の第一次西園寺内閣の成立と同時に総理大臣秘書官に就任したものの、ほどなく内閣総辞職に伴い失職し、樺太庁第一部長に任じられた<sup>51</sup>。樺太庁には1908年7月6日から1912年9月11日まで在任し、不在がちな長官に代わってさまざまな事業を手がけた。現場主義に徹した緻密な仕事ぶり、樺太経営については、「貧乏世帯の遣り繰りと同様の次第」と語っている<sup>52</sup>。

中川は、樺太庁政における教育の重要性について、1912年の第一回樺太教育会の総会（2月11日）で以下のように述べている<sup>53</sup>。

本島に在住する人々の心持を推察しますれば教育の事は二段三段で、先ず夫よりも田畑を耕すとか他の商売が大切であると考へつゝあるやうです、けれども実は甚だ本末転倒の考へであつて教育は第一に急要な問題であります（略）特に新開地に於ける拓殖啓発の上には教育の力が最必要（略）

中川は、樺太において拓殖を行う際には、人々の「啓発」が必要事項であるとして教育重視の方針を打ち出した。こうした発想の下地には、樺太庁の財政事情も関係していると考えられる。前述したように、初期の樺太財政は、漁業免許料と一般会計からの補充金が大部分を占めていたが、その補充金の額は1907年度以降、毎年「五六十萬円」に過ぎなかった<sup>54</sup>。これは、各方面で大規模な予算を投入することのできた北海道とは比較にならない水準である<sup>55</sup>。また、北海道の場合は町村が寄付をして学校を設立し、その後庁立に移管するケースが見受けられたが<sup>56</sup>、樺太庁中学校ではその方法は採られなかった。「貧乏所帯の遣り繰り」を行うなかで、農業や商工などへの大掛かりな振興策を進めることはままならず、比較的低予算で人々の支持を得やすい対象として、学校建設とその整備は有力な方法であった。

この方針の下で私立小学校は3倍以上の増加を見せた。そのほか職員室の配置換えや<sup>57</sup>、保護者会の設立など<sup>58</sup>、学校の設置と環境整備を牽引する一方で、その管理統制も強めていった<sup>59</sup>。

ところで樺太教育会の「趣意書」には「中等教育機関の設立近きにあり」との文言が見えるが<sup>60</sup>、その約1年前の1911年2月、教育問題に関心を寄せるジャーナリスト・白土宇吉が中学校設立の発端について以下のように報じている。

元来今回の私立中学設立の発案者は中川一部長なり、全氏は本嶋に於て一中学の最も急務なる事は既に熟知せられし所なるべく、是に関しては平岡長官も必ず全一意見を有せられしならん<sup>61</sup>

樺太庁中学校創設の発案者は中川で、当初は私立中学校を想定していた。中川が米国出張か

ら帰還したのが1910年8月末であるから、中学校案は9月以降に具体化したのであろう。平岡の『北溟丹心の書』もこの時期の執筆である可能性が高い。建設地については豊原町民会の評議員・森川菊蔵<sup>62</sup>の申し出もあり首都豊原が有力であった。

私財を抛つて校舎を建設すべしと云ふ篤志家の現れ来れり、補習科設置に就きて兼て熱心に主張し来りし森川菊蔵氏は今回中学設立の拳を賛し、差当り七十餘坪の校舎を建設して二教室を得、漸次に補綴する所あるべく、融雪を待つて直ちに起工すべしと云へば五月初旬には其の起工を見るに至らんか<sup>63</sup>

しかしながら、このことを知った大泊の有力者らは、強力な誘致運動を展開した。結局この猛攻で豊原への中学校設立計画は立ち消えとなる。

大泊の元老大野順末氏、佐々木時造氏、吉川平八氏は時の長官並に第一部長中川小十郎氏に強硬な直談を行った結果、その熱意と誠意が認められ、こゝに中川氏の英断によつて(略)中学校を樺太守備隊大泊分遣隊兵舎に置くことが決定されたのであります<sup>64</sup>。

大泊側にとって、中学校の誘致は、政治の中心である豊原に対してまちの繁栄を勝ち取るために是非とも遂げたい事案であった。但し樺太庁は、たんに建物の建設費が不要となったために大泊に設置を決めたわけではない。

大泊は、大阪市にも例えられる商業のまちである。亜庭湾に面した「海陸の焦点」であり、「市場の中心<sup>65</sup>」として三市街地で最も人口を集めた。樺太庁の移転で一時は不振に陥ったが、翌年の開港とともに函館税関支署を置き外国貿易に着手したため、「面目を一新」した<sup>66</sup>。1913年には管内の埋め立て工事が完成し、三井合名のパルプ工場(1913年に建設開始、翌年完成)を筆頭に他の会社等「続々として企画開始」されたことが奏功し、「大泊町の繁栄は本島の首位を占」めた<sup>67</sup>。前掲の「諸営業(兼業を含む)」は、豊原が519、大泊は906であり<sup>68</sup>、銀行預金は、豊原(拓殖銀行樺太支店)が1,758,805円、大泊(泰北銀行大泊支店)は4,537,350円と、大泊が豊原を凌駕していた<sup>69</sup>。

中学校誘致の決め手となったのは、開校後の経営、つまり大泊は豊原に比して中学校に通う層がより多いと見込まれたためであった。

## (2) 帝国議会での攻防

こうして平岡と中川は、中学校設置を正式決定させるために上京した。中央には、樺太に中学校の設立は「時期尚早」との見解が根強く存在したため、これを打開することが先ずは越えなければならないハードルであった。

平岡は、第28回帝国議会（1911.12.27-1912.3.25）に臨んだ。衆議院議員の加治寿衛吉（香川県丸亀市選出、憲政会）は、中学校の設立経費15,000円の計上について触れ、「洵に人口稀少な処であつて、まだ中学校などを建つる必要がない」のではないかと質した。これに対して平岡は、「頻りに其希望があ」り、樺太全島の小学生の為に「どうしても中学校を設置して置かないとどうも尻が落付かぬやうな実況<sup>70</sup>」であると答弁した。法制局の審議でも中学校設置を「時期尚早」とする見方は強かったが、「充分其必要なる所以を説破」した<sup>71</sup>。以下は、樺太庁中学校官制制定資料に綴られていた「理由書」（1912年4月12日付）<sup>72</sup>である。

樺太ハ夏期諸般ノ事業繁盛ヲ極ムルノ時ニ於テ拳島ノ人口八万ニ達セス土着越年ノ者ニ至リテハ四万ヲ超ユルコトナシ而カモ今新ニ中学校ヲ置カムトスル大泊町ハ人口僅ニ五千ニ過キス之ヲ内地、朝鮮、台湾ニ於ケル中学校所在地ニ比較スルニ多大ノ懸隔アリ故ニ之ヲ一般ノ權衡ニ稽フルニ緊急ノ事業ト謂フヘカラス民度更ニ進ミ人口ノ増殖ヲ見ルニ追ヒテ之カ設置ヲ為スモ未タ晩シトセス然レトモ樺太ハ特別会計ヲ立テテ以来独立シテ庶般ノ経営ヲ為スノ方針ヲ執レルヲ以テ此ノ際ニ於テハ事情不得已儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定相成可然ト認ム（以下略）

表2 支庁出張所の戸口（戸・人）1911（明治44）年末

支庁出張所	戸数	人口		
		男	女	計
豊原	1,100戸	2,329人	1,936人	4,265人
大泊	1,495戸	3,352人	2,768人	6,120人
真岡	919戸	2,111人	1,778人	3,889人

出典）樺太庁『樺太庁治一班』第4回、同庁、1912年、31頁。

政府は、樺太庁が特別会計の下で独立して経営を行うなかでの事情を考慮して中学校設置を認めた。当時の内閣総理大臣が中川の後ろ盾となっていた西園寺公望であったことも「説破」の後押しとなった可能性がある。

中学校の設立を望んだ「民意」の出所は、一部の有力な住民であった。彼等の要望は町民会が代弁した。樺太庁にとっては、例え少数であっても有力層の意向を無視することは得策ではない。中川の影響下にあった『樺日』は、これら有力住民と樺太庁の意向を掬い、まとめる世論形成の役割を担った。中川は、平岡体制の要として、初期の樺太教育にとって一大事業である中学校の創設を実現させた。文部官僚としての自らの経験を、「小国家」樺太で実践したのであった。

### (3) 樺太庁の中学校観

樺太庁中学校の開校式は、長官が帰庁し校長が着任した後の5月25日に関係者ら約200名が参列して改めて行われた<sup>73</sup>。以下の卒業生による回想からは、関係者が生徒募集に腐心していた様子がうかがえる。

樺太に中学校が創立され、優秀な先生たちが沢山揃って赴任してきたにも拘らず、生徒が少なかった。人数を相当集めねばならない状況だった。豊原や真岡の人たちは、寄宿舎生活をしなければならぬから、その数が限定された。が、大泊の尋常小学校卒業生や高等科在学学生は、通学だから誰れでも楽に入学できる。だから、誰れでも入学させた。いや、むしろ、相当強力で勧誘して多くの生徒に入学して貰い、人数を揃え、学校の体裁を為した、といっても過言でない。だから入学者は百人を越し、大泊出身が多かった<sup>74</sup>。

平岡は、入学生を前に「父兄をして本島に中等教育の欠如せざる事に就て安心を与へん」と述べ、教職員については「樺太庁当局の選衝」と「中央当局が非常な親切を以て選良」したことを強調した。

校長には、中川の大学時代の同期生で秋田県横手中中学校校長の太田達人(理学士・数学)を迎えた<sup>75</sup>。教諭は、名川彦作(文学士・英語)、田中伊藤次(文学士・歴史・英語)、中川竹次郎(高等師範・博物)、後藤祐助(秋田県師範、法科大学専科・漢文—嘱託講師扱)が着任しており、ほかに兵式体操の教諭を迎える予定と報じられている<sup>76</sup>。教員の人選も人々の尊敬を集めるものでなければならなかった。同校の教員の中からは、後に『樺太沿革史』(1925年、樺太庁)の著者の一人である池上巳三郎など、地域の知識人として郷土意識の高揚に寄与する文化の担い手が現れた。

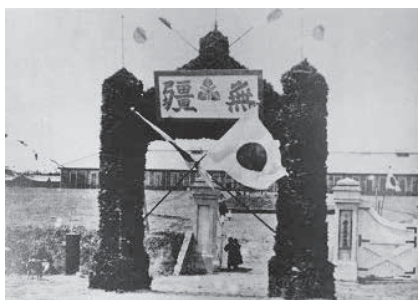
同校の官制では、学校長のほか専任教諭は5名とされ、植民地の在勤文官加俸及び恩給加算年の対象であった。奏任俸給は、校長1名年俸1,500円、教諭1名年俸1,000円であり、判任俸給は、中学校書記2名×575円=1,150円、中学校教諭4名×600円=2,400円の計6,050円が計上された<sup>77</sup>。加俸は、奏任の場合、勤続3年以上は本俸10分の5以内、判任官は10分の8以内で(1910年3月勅令第137号)、恩給は同様に3年勤続の上、在職1年に対し半年の加算であった(1906年4月法律第21号)。

来賓らは、樺太庁の「熱心」を口にし、樺太住民の「幸ひ」を強調した。軍の施設提供を実現させた司令官・生田目新は、「樺太は人口四万を超えず、若し之が内地なりせば今日中学校の設置を見るの如きは実に異常の事たり」と「名誉ある中学校の設置」を祝した。検事正の遠藤は、「樺太は第一番に他国領土と境を接し、「暖地の人が寒地に於て如何程の働きを為し得るやを試みる点に於て意味多き土地」であると述べ、「北海道すら中等の教育猶ほ遅々として進まざる今日当局の賢明なる特に教育に重きを致す事嶋民の感謝する所なるべし」と、北海道

を引き合いに出して樺太庁の施策を賞賛した。これらは皆、中央政府の樺太への「関心」と樺太庁による「熱心」な教育の基盤整備を住民に「恩恵」として印象づけようとしたものである。

さて、住民は中学校が置かれたことをどのように受けとめたのであろうか。『樺日』は、開校式への樺太庁上層部ほか来賓の訪問に合わせて大泊の住民が自宅周辺の道路を清めた様子を報じて、その熱心な歓迎ぶりを指摘している。

中学校の開設されたに就ては全嶋民の一斉に慶賀措く能はざる所であつて殊に大泊市民の慶びは所在地だけに又格別なものがある、開校式の当日には長官を初め豊原から来賓が来泊さるゝと云ふので皆なは四五日前から自宅先の道路を清め泥土などの甚だしく体裁を損して居る箇所へは人夫を使つてまでも片付けた、軒に吊した提灯や、掲揚する万国旗の如きは形式に為さゝる場合も多いが斯の如く街路にまでも気を注げるといふのは誠心誠意開校を祝し而して之に臨席する長官以下を歓迎する心からでなければ出来ぬ（略）<sup>78</sup>



【写真】開校当時の樺太庁中学校（1912年）

出典）樺太庁大泊中学校同窓会『樺太庁大泊中学校創立七十周年記念「憶い出の文集」同会、1982年。

小学校以外に公的な学校を持たない樺太の住民にとって樺太庁中学校は「最高学府」であった。人々は樺太庁中学校を、樺太の大学という誇りを込めて「ザガレン大学<sup>79</sup>」と呼んだ。樺太が実業学校ではなく、中等教育機関の中で最も高い社会的威信を誇る中学校を持ったことの意味は、後にこの時代の「一つの光明<sup>80</sup>」として振り返られたことからもうかがい知ることができる。

『樺日』は、「記念多き殖民地樺太中学校が国民元気の養成に資する所少なからざるべきは自明の理」として、人々にこの中学校の設置が特別な意味を持つことを印象づけようとしていた。続けて、「本島居住者にして内地に残せる子弟は勿論多少の縁故を有せる子弟亦争ふて此校門に趨するあらん<sup>81</sup>」と述べ、新領土の学校に内地からの入学者を期待した。

樺太庁中学校は、開校13年を経た1925年4月の樺太庁豊原中学校の開校に伴い樺太庁大泊中学校と改称した。1927年には樺太庁真岡中学校が開校したことで、豊泊真の三市街地に中学校が揃った。同校の校歌が披露されたのは、1927年4月のことである<sup>82</sup>。その歌詞には、この間



15年、樺太の中等教育を支えた伝統ある中学校としての評価と自負が見える。

そこには、「全島四方より眼のよる処」であり続けた樺太庁中学校が「皇土の一隅」で「力を奮ひて誉をあげ」とあり、領土意識の高揚と樺太の発展を担う同校の使命が謳われていた。

### 樺太庁中学校校歌

作詞：土井晩翠

作曲：青柳善吾

- |  |  |  |
|--|--|--|
| 一 亜細亜の東の端なる日本<br>延び行く命の力の一つ<br>北斗の下なる新の領土<br>祖国の栄と幸とをまさめ<br>基はここなり教の園生 | 二 あ、我が樺太日露の史上<br>幾多の曲折思へば長し<br>皇土の一隅今こそ我の<br>力を奮ひて誉をあげめ<br>八百健児の心は一つ | 三 鈴蘭匂へる丘なる富士に<br>たつ我が中学その名もかをれ<br>全島四方より眼のよる処<br>励まであらめやあ、任重し<br>あ、我が青春望みは遠し |
|--|--|--|

出典) 樺太庁大泊中学校同窓会『樺太庁大泊中学校創立七十周年記念 憶い出の文集』同会、1982年。  
※土井晩翠は「荒城の月」の作詞で著名、青柳善吾は日本の音楽教育の祖と称された。

中川は、1911年7月に「学校は元来直接の教育問題を離れ、拓殖の方面より見るも人民定住の基となる」との訓話を行っている<sup>83</sup>。その意図は、「学校の子弟を透して住民を善導する事は拓殖上極めて有要の事」で、「事務上拓地殖民の上に重きを加へ身を挺して活動すると同時に一面管内人心の統一、支配に就て注意を払ふ事」、つまりは学校を住民統合の有力な装置と認識するものであった。樺太における学校の存在とは、たんなる教育機関の設置ではなく、住民を鼓舞し、設置後にも力を発揮する生きた社会資本たり得ることを中川は承知していた。中学校設置の財源に際して住民の関与を極力避けたことは、住民の感謝を勝ち取るための有効な手段であった。加えて、教員には優秀な人材を内地から招いて内地の中学校に引けを取らない体裁を整えることに意を用いた。中学校は、植民地樺太が祝福の対象であるということを示そうとする象徴的な教育機関であり、そこには樺太庁の政治的意図が色濃く反映されていた。

## 4. 植民地教育機関としての樺太庁中学校

### (1) カリキュラムと内地接続

樺太庁は、4月に樺太庁中学校規則(樺太庁令第11号、以下「規則」)を公布した。「規則」は、改正中学校令(1899年2月勅令第28号)及び中学校令施行規則(1901年3月文部省令第3号)のうち、中学校の設置廃止、学校の規模と設備、教諭の人数に関する規定を除外しており、そこは長官の裁量に委ねられていた。第1条は、「男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」とされ、これは中学校令と同様である。補習科については言及していない。

学科目は、修身・国語及漢文・英語・歴史・地理・数学・博物・物理及化学・法政及経済・図画・体操であり、学校長の裁量により長官の認可を受け、随意科目として他の学科を加える

ことが可能であった。中学校令施行規則で掲げられていた唱歌と、同規則の1911年7月改正（文部省令第26号）で加えられた実業（随意科目）は置かず、外国語は英語に限定していた。

内地においては、文部省による中学校制度の整備作業が1900年代の初頭に終了したのと同時期に中学校設立運動は鎮静化し、実業学校が普及した<sup>84</sup>。実業学校のない当時の樺太において、中等学校は中学校だけであった。この中学校に実業科目の追加措置を講じなかったことは、当時の樺太の中等教育政策に実業教育の発想が希薄であったことを示す。同校は、内地の中学校と同様に普通教育への志向を有していたが、それは内地の制度をただ延長的に適用したのではなく、中学校の持つ社会的威信による住民統合と産業の未発達な樺太社会の事情に即した結果であった。

植民地台湾・関東州・朝鮮には、内地人を対象とする台湾総督府中学校（1907年創設）、関東都督府中学校（1909年創設）、朝鮮総督府中学校（1910年創設）がそれぞれ設置されていた。台湾総督府中学校は実業重視の第一部と進学重視の第二部を持ち、朝鮮総督府中学校は進学重視の第一部と実業重視の第二部をそれぞれ持っていた<sup>85</sup>。関東都督府中学校は実業教科を持たなかったが、当地には、1910年には東洋協会が大連商業学校を、1911年には南満州鉄道会社が南満州工業学校を設置した<sup>86</sup>。樺太を除くこれらの地域には、それぞれの地域事情に合わせた実業重視の課程あるいは実業学校が存在しており、現地社会に人材を送る途が存在していた。樺太庁は、最初の中等教育機関として中学校を設置した後も中学校の設置を優先させ、1929年に至るまで実業系の学校を設置することはなかった<sup>87</sup>。

次に内地の学校との連絡、資格の付与について見てみよう。

中学校の卒業生に付与される主要な資格と特典は、普通文官（判任官）の無試験任用資格<sup>88</sup>、小学校教員免許の無試験検定資格<sup>89</sup>、そして陸軍幹部候補生制度<sup>90</sup>があった。

樺太庁は、1914年9月、文部省に宛てて、樺太庁中学校の生徒及び卒業生の他の学校への入学転学の件に加えて文官任用令上の認定についての照会を行った（発庶第110号）<sup>91</sup>。これに対して文部省は、10月の普通学務局長通牒で<sup>92</sup>、樺太庁中学校の生徒及び卒業生の扱いについて、「中学校令ニ依リ設置シタル中学校ノ生徒及卒業生ト同一ノ取扱ヲ受ク」（文部省令第31号）こと、文官任用令については、「第6條第1号ニヨリ認定」（文部省告示第141号）となる旨を回答した。

一年志願兵制度については、「樺太庁中学校ハ特別会計ニ属スル国庫ノ経費タル樺太庁費ヲ以テ設立維持セルモノナレハ官立学校ノ一種ナルヲ以テ文部省ノ認定ヲ受ケストモ其ノ卒業生ハ当然徴兵令第十三条ノ資格アルモノト認メラレ候ヘトモ従来植民地官立中学校ハ文部省ノ認定ヲ受ケタルモノアリ受ケサルモノアリ聊カ疑義有之」として、同年8月、陸軍省にこの件について照会し<sup>93</sup>、その回答から同中学校が内地の中学校と同様の扱いを受けることを確認した。

残る小学校教員の無試験検定に関する取り扱いについては、1922年2月の小学校教員検定ニ関スル通牒（発普第23号）により、台湾、朝鮮、関東庁などの中学校及び高等女学校の卒業生

とともに樺太庁中学校と高等女学校の卒業生も内地小学校教員の検定取扱上、同等の扱いとなることが確認された<sup>94</sup>。

このように、樺太庁中学校は文部省所管外の教育機関であることから、「中学校」と称してはいても、その在學生及び卒業生が内地同様に正規の中等学歴を付与され、資格や特典を得るのか否かについては改めての確認が必要であった<sup>95</sup>。台湾ではこれらの資格について認定がなされ<sup>96</sup>、専検指定<sup>97</sup>を受けていたが、関東州と朝鮮については、樺太庁の照会時点では、文官任用令と入転学の認定のみであった<sup>98</sup>。ともあれ、樺太庁中学校は、設置後の文部省への照会を経て内地の中学校とその接続及び資格において同等であることが確認された。

最後に費用を確認しよう。開校当時、中学校の授業料は月額1円(「規則」)、寄宿料は月額6円50銭<sup>99</sup>、その他文具費が必要であり、自宅から通学できない生徒は1ヶ月に少なくとも7円50銭以上の費用を要した。

樺太庁中学校の普通教育志向については、教員給と施設に要する経費削減の観点から実業科目を置かなかつたという可能性も否定できない。これについては明らかにすることはできなかったが、同校は、他の植民地のように実業志向の生徒に対する教科上の配慮はせず、内地上級学校への進学を念頭に置く一部の有力な島民の子弟を第一の対象とする純然たる中学校として設計されていた。

## (2) 卒業生の動向

ここでは、二番目の樺太庁豊原中学校が設立される1925年までの卒業生の動向を確認しよう。樺太庁中学校が第1期生を送り出したのは、1917年のことであった。『樺日』によれば、転学6人、病気退学3人、退学45人、放校2人、落第32人の合計88人が落伍し、卒業できた者は30人であった<sup>100</sup>。第1期生の入学にかかる経緯を踏まえると、学校としての体裁を整えるための強引な生徒募集が多数の落伍者を生み出す一因となったことは否めない。

表3は、入学年度末の人数を100%としたときの中途退学者を示している。そのため、1年次で退学した者の人数は含まれておらず、第1期生の状況から見ても厳密な数字とはいえないが、全体としての傾向は把握できる。それによれば、8期生と10期生を除けば、各期に半数以上の生徒が何らかの事情で退学していることがわかる。

表4は、1921年11月に行った樺太庁による中学校卒業生の動向に関する最初の調査結果である。年度によりばらつきはあるものの、10年間の卒業生349人の平均は、「就職」が79人(23%)、「進学」が141人(40%)、「その他」は129人(37%)である。全体を通して進学が優位ではあるが、「その他」の割合が高い。

そのほか、1944年刊行の『同窓会誌<sup>101</sup>』から卒業後の状況を知ることができる。但し、所在不明の者が一定度いるため、この資料から判明することも部分的ではある。ここで検討するのはパルプ会社への就職である。樺太においてパルプ工場は、大泊工場(1914年)を皮切りに、

表3 中途退学者数 単位：人（百分比）

	入学年度	入学年度末	中途退学者	卒業者数
1期生	1912	92 (100)	62 (67.39)	30 (32.6)
2期生	1913	49 (100)	26 (53)	23 (46.9)
3期生	1914	64 (100)	40 (62.5)	24 (37.5)
4期生	1915	57 (100)	32 (56)	25 (43.8)
5期生	1916	84 (100)	55 (65.4)	29 (34.5)
6期生	1917	91 (100)	46 (50.5)	45 (49.4)
7期生	1918	84 (100)	62 (73.8)	22 (26.1)
8期生	1919	85 (100)	38 (44.7)	47 (86.1)
9期生	1920	95 (100)	49 (51.5)	46 (48.4)
10期生	1921	105 (100)	47 (44.7)	58 (55.2)

出典）樺太庁編纂『樺太庁治一斑』第9, 10, 14回により作成。

表4 樺太庁中学校卒業者の進路 単位：人（%）

	卒業年度	実業	学校職員	官公吏	就職	大学学生	高等学校	専門学校	実業学校	陸士候補生	海軍諸学校	その他の学校	進学	兵役	その他	死亡	計
1期生	1916	4	1	2	7 (23)	6	0	0	2	1	0	8	17(57)	1	1	4	30 (100)
2期生	1917	6	1	1	8 (35)	1	2	1	2	0	0	1	7 (30)	0	5	3	23 (100)
3期生	1918	0	1	1	2 (8)	0	5	1	1	0	1	6	14(58)	0	7	1	24 (100)
4期生	1919	5	0	2	7 (28)	0	3	0	4	0	0	3	10(40)	0	8	0	25 (100)
5期生	1920	0	1	1	2 (7)	0	1	1	0	0	0	0	2 (7)	0	25	0	29 (100)
6期生	1921	4	0	5	9 (20)	0	3	4	6	0	0	15	28(62)	0	7	1	45 (100)
7期生	1922	4	0	3	7 (30)	2	1	3	1	0	0	5	12(52)	0	3	0	22 (100)
8期生	1923	13	7	3	23(49)	0	3	9	4	0	0	6	22(47)	0	2	0	47 (100)
9期生	1924	9	1	1	11(24)	1	2	8	2	0	0	1	14(30)	1	20	0	46 (100)
10期生	1925	3	0	0	3 (5)	0	0	0	2	0	0	13	15(26)	0	35	5	58 (100)
平均		79 (23)				141 (40)							129 (37)			349 (100)	

出典）樺太庁編『樺太庁治一斑』第14, 15回, 樺太庁編『第1回樺太庁統計書』1928年により作成。

樺太工業泊居工場（1915年）、王子製紙豊原工場（1916年）、日本化学紙料落合工場（1917年）、樺太工業真岡工場（1919年）とほぼ毎年設置されていた。

萩野敏雄の検討によれば、森林開発の初期段階で樺太庁の制定した諸法令は、「パルプ資本のための独占利潤確保への路線を完成<sup>102</sup>」させており、樺太庁が創り上げた経済構造は、領有後10数年で「まったくパルプ工業中心の奇型的構造となつた」と評価されている<sup>103</sup>。

パルプ王国樺太において、パルプ工業への就職を志望する卒業生は少なくなかったと考えられるが、パルプ会社に就職している者は、卒業後、東京高等工業に進学し、王子製紙の東京本社に採用された者が1期生に1名、大泊工場勤務が3期に1名、豊原工場勤務が8期と9期に各1名、合計4名（樺太勤務は3名）を数えるのみである<sup>104</sup>。パルプ工業の勃興は、中学校卒業生の就職にとってはさほど関係の深いものではなかった。

かつて平岡が、「日本北方産業組織」の構築を描いて設置した乾餾工場は、1917年に民間に

払い下げられ、1920年には閉鎖となった<sup>105</sup>。後に樺太の基幹産業となったパルプ工業は、この時期の中学校卒業生を、少なくとも正規社員としては積極的に雇おうとしなかった。

1921年当時書かれた大泊の沿革史には、樺太の「各種の大小産業の大部分は大資本家又は島外人に依つて経営せられ、莫大なる利益は島外に於いて散ぜらるゝの観がある、中産階級者は其間に介在して大なる利潤の漏泄に浴する事が出来ない<sup>106</sup>」との記述がある。第一期生の回想では、4年生のとき王子製紙の重役団の樺太視察を出迎えるために全中学生が大泊港まで赴いたこと、その時の樺太視察の感想として王子重役が「我々が樺太で事業をおこすのは日本のためであつて、樺太島民は少しばかりの不平があつても我々に反抗してはならない、樺太島民の個人的なものは我々の大事業からみれば全くチッポケナものだ」と堂々と見えを切つたが、「それが少しも不思議ではなく、当たり前のように思われた」ことを振り返っている<sup>107</sup>。

樺太庁中学校の意義は、有力層の子弟を内地高級学校へと送り出す窓口としての期待に応え、その社会的威信をさらに高めるところにあった。樺太庁は、水産業や農業の従事者については、16歳以上の水産業者とその子弟を対象とした樺太庁水産試験場伝習生制度（1909年12月樺太庁令第42号樺太庁水産試験場伝習規則）と、1913年に設置された私立留多加農業補習学校への補助金支給<sup>108</sup>、15歳以上の尋常小学校卒業以上の学力を有する農業志望者を対象とした樺太庁農事試験場の講習生制度（1916年4月樺太庁告示第30号）、あるいは青年団主催の簡易な実業補習夜学会など、簡易速成的な手段に任せて、実務に従事しようとする人材の養成を1920年代後半まで組織的に行うことはなかった<sup>109</sup>。

教員養成についても同様の傾向を有した。樺太庁は、1918年4月、樺太庁中学校に現職教員の再教育機関として小学校教員講習所を附設したが、中学校の卒業生を対象に小学校本科正教員の養成に着手するのは1922年4月からである。樺太では、能力と意欲を持つ人材を育成して樺太社会に送るための中等学校の設置は遅れた。中学校への進学を果たしたごく一部を除く若者達は、中等教育の機会から疎外されていたのである。

樺太庁中学校は、内地の上級有名学校、とりわけ官立学校に入学した「成功者」を輩出することを「誇り」とした<sup>110</sup>。中学校は、内地の人材を教員として迎え、樺太の恵まれた層の子弟を内地へと提供する植民地の学校であった。

## おわりに

県会や道会での議論を経て決定していく内地の中等学校設置とは異なり、議会を持たない樺太の中等学校設置に「民意」の及ぼす影響力は限定的だった。樺太庁中学校は、住民の財政基盤が弱く、人々のなかで中等学校設置要求がさほど熟していない段階で、望外の正系中等教育機関を政府から「恩恵」として与えられたという位置づけであった。樺太最初の中等教育機関は中学校であることに意義があったのであり、それは、府県とも北海道とも異なる植民地政策の



一環であった。

当時の樺太庁中学校は、実業学校不在の樺太にあつて、地元社会で実務に従事しようとする層への配慮を行わず、内地上級学校への進学を第一義とする上層住民の子弟に普通教育を授ける学校としての方向性を貫徹した。それが同校の権威を保つことでもあった。従つて、同校に入学し得た僅かな人々のほかは、正規中等教育の機会を享受できなかった。その意味で樺太庁の中等教育政策は、中学校に極端な住民選別機能を付与するものであった。しかしながら中学校を持ったことは、子弟を通わせない層の人々にとつても「光明」となる出来事であった。

このように、樺太庁政にとつて中学校の創設は、少ない負担で実現できた最大の事業であったが、それからほどなくその基礎を築いた中川と平岡は樺太疑獄事件（平岡が先住民の漁場からの利益を機密費として流用した疑いをかけられた）を契機に相次いで樺太を去つた。

その後の樺太は、パルプ一辺倒のモノカルチユア構造を形成することになったが、当のパルプ資本は日本の国益を掲げて樺太住民を軽視する姿勢を表し、地元の中学生の雇用に積極的な姿勢を見せることはなかつた。樺太庁がパルプ工業の独占的な開発に任せて地元産業の育成に力を注がなかつたことは、この時期の樺太庁の実業教育軽視の姿勢につながつていた。樺太庁の中等教育政策は、当地の産業構造と表裏の関係にあつたのであり、それは初期の段階で既に成立してつたのである。

地域にとつて学校とは、たんに教育を行う施設ではない。とりわけ中等以上の教育機関は人々の将来への夢や願いが寄せられる対象である。中央の「時期尚早」という評価を押し切つて設立を見た樺太の「最高学府」は、「全島四方より目のよる処」として、その存在自体が誇りとなつた。北海道のように大規模な拓殖開発を展開できない人口過少な樺太において教育重視を打ち出し、中学校を設置することは、後にその教員が担う文化の拠点としての役割も含めて住民の心を掴む施策であつた。その先鞭をつけたのが、学校の社会的機能の活用に着目し、教育を「恩恵」と看做す近代日本の教育理念を体現した中川小十郎であつた。

〔付記〕本稿は、文部科学省科学研究費（基盤研究 B：25285050及び基盤研究 C：15K04248）の助成による成果の一部である。

## 註

- 1 本論文は、2003年3月発行の北海道教育学会紀要『教育学の研究と実践』第3号掲載の「1910年代の樺太における中等教育政策—樺太庁中学校と附設小学校教員講習所を中心に—」のうち、主として中学校の部分について新たな資料を補足して書き改めたものである。
- 2 米田俊彦『近代日本中学校制度の確立 法制・教育機能・支持基盤の形成』東京大学出版会、1992年、263-267頁。
- 3 坂本紀子「明治中期における北海道の中等教育機関設置をめぐる住民要求—小樽中学校設置過

- 程における教育要求をとおして一』『北海道教育大学紀要 教育科学編』59-1, 2008年8月号.
- 4 「樺太中学入学式」『樺太日日新聞』1912年5月2日付. 記事には、「中川校長代理」とあるが、筆者は史料の検討からこれを誤植と判断した. 「名川彦作校長代理」が正しい(同年5月16日付同紙掲載「叙任辞令」).
  - 5 同上.
  - 6 前掲『近代日本中学校制度の確立』17頁.
  - 7 谷口英三郎(樺日主筆)『樺太植民政策』東京拓殖新報社, 1914年, 518-519頁.
  - 8 大谷奨『戦前北海道における中等教育制度整備政策の研究—北海道庁立学校と北海道会—』学文社, 2014年, 5頁.
  - 9 外務省条約局『日本統治下の樺太(外地法制史第7部)』1969年, 「序」.
  - 10 1907年3月法律第25号. 但し1918年4月法律第39号により「内地ニハ樺太ヲ包含ス」と規定され, 1943年3月法律第85号により内地に編入された.
  - 11 1907年3月勅令第33号樺太庁官制. 但し1910年6月勅令第283号により樺太庁長官は内閣総理大臣の指揮監督を受けることとなったが, 1913年6月勅令第129号により再度内務大臣の指揮監督を受けることとなり, その後も指揮監督者は二転三転した.
  - 12 前掲『日本統治下の樺太(外地法政史第7部)』32頁.
  - 13 大蔵省昭和財政史編纂室『昭和財政史 第十六卷 旧外地財政(下)』東洋経済新報社, 1961年, 86頁.
  - 14 樺太では, 議決機関としての町村会を設置し, 住民に議員を選ぶための公民権が一級町村に限り付与されたのは, 1929年3月法律第2号による.
  - 15 樺太庁編『樺太庁施政三十年史』同庁, 1936年〔復刻版: 原書房, 1973年(上) 191-195頁〕.
  - 16 平井廣一『日本植民地財政史研究』ミネルヴァ書房, 1997年, 183-184頁.
  - 17 南満州鉄道総裁候補として一時浮上したことがあるが, 在任中汚職事件への関与を指摘されて依願免官となった. 作家三島由紀夫の祖父であることはよく知られている.
  - 18 野坂昭如『赫奕たる逆光 私説・三島由紀夫』文藝春秋, 1987年, 82頁.
  - 19 王子製紙の樺太進出は, 平岡が三井物産の藤原銀次郎に相談したのが始まりである(王子製紙株式会社『王子製紙社史 本編1873-2000』同社, 2001年, 52頁).
  - 20 「北溟」は北方の大海, 「丹心」は真心を意味する. 同書は「大判の和罫紙に書き記した約50頁」にわたる平岡の自著. 1945年に敗戦処理の一環として樺太庁員の手により焼却されたという(菅原道太郎「北溟丹心の拠点—泊中創基七十周年記念誌に寄せて—」樺太庁大泊中学校同窓会編『樺太庁大泊中学校創立七十周年記念 憶い出の文集』記念文集発行委員会(東京)1982年, 12-13頁より重引). 菅原は, 1922年より樺太庁に奉職した北大出身の技術者で, 最後の長官大津敏夫の側近であった.
  - 21 石炭, 木材などの固体有機物を空気の流通を断って熱分解する操作を指す. これにより, 可燃

- 性のガス・液体・コークス・木炭が得られる。
- 22 「樺太庁事務官中川小十郎米国へ被差遣ノ件」『任免裁可書』明治43年・任免巻16 請求番号 2A-19- 任 B576〔独立行政法人国立公文書館蔵〕。中川は6月13日に豊原を出発し8月29日に横浜港へ帰着した後に樺太に帰還した。
- 23 前掲『樺太庁施政三十年史』464頁。
- 24 高松豊吉ほか編『木材乾留工業』〔化学工業全書第16冊〕丸善、1919年、36頁。なお、「総合的科学研究機関」は在任中には実現しなかったが、樺太庁は1929年9月勅令第300号により樺太庁中央試験所を開所した。
- 25 前掲『王子製紙社史 本編1873-2000』52頁。
- 26 「南樺太の教育事業」『教育時論』No.774、開発社、1906年10月15日、38頁〔雄松堂書店1982年復刻〕。
- 27 1909年12月樺太庁令第42号樺太庁水産試験場伝習規則では、16歳以上の樺太在住水産者の子弟若しくは認定された者を対象としている。
- 28 「殖民的教育」『樺日』1911年8月16日付。
- 29 塩出浩之『越境者の政治史 アジア太平洋における日本人の移民と植民』名古屋大学出版会、2015年、183頁。
- 30 「特殊教育の設備」『樺日』1910年5月22日付。
- 31 「補習科の設置請願」『樺日』1910年9月7日付。
- 32 「殖民的教育（三）」『樺日』1911年8月20日付。
- 33 「中学校設置問題（上）」『樺日』1911年10月10日付。
- 34 「中学校設置に就て」『樺日』1911年10月17日付。
- 35 樺太庁編『樺太庁治一斑』第4回、同庁、1912年、136-144頁の数字を合算した。
- 36 前掲『樺太殖民政策』489頁。
- 37 「施政の根本方針 平岡長官断片」『樺日』1912年8月14日付。
- 38 「平岡長官の訓示」『樺日』1910年11月2日付。
- 39 「樺太神社御建築の前後について（一）」樺太教育会『樺太教育』第8巻第2号1932年、102頁。
- 40 池田裕子「日本統治下樺太における小学校の設置—領有から1910年代前半期まで—」北海道教育学会『教育学の研究と実践』第2号、2003年、7頁。
- 41 「樺太たより」『樺日』1910年5月12日付。
- 42 前掲『越境者の政治史』182頁。
- 43 1912年の『樺日』（1月20日、4月11日、4月16日付）；『東京日々新聞』（4月10日付）など。
- 44 「内申書」『中川家文書』（拓殖局総裁宛文書の下書き）整理番号1547号〔立命館大学所蔵〕。
- 45 「殖民的教育」『樺日』1911年8月16日付、「樺太と教育の発達（二）」『樺日』1912年1月25日付、「中学校の設置 四月より開校の予定」同紙1912年2月25日付、「中学校愈設立す」1912年3月

- 1 日付.
- 46 「樺太教育会総会」『樺日』1912年2月4日付.
- 47 「樺太と教育の発達(一)」『樺日』1912年1月24日付.
- 48 但し、この「高い」就学率を額面通りに受け取ることはできない。1932年の段階で、樺太の就学率は、通学可能な地域に居住する学齢児童の就学率に限定されているとの指摘がなされている(「樺太の不就学児童は多い」『樺日』1932年4月6日付).
- 49 1907年3月勅令第33号樺太庁官制。1909年5月勅令第145号により、第一部から警察・衛生を取り出した形で第三部が設置された.
- 50 日本女子大学創立事務幹事嘱託を勤めた際に創設者である成瀬仁藏の紹介で大阪の実業家廣岡浅子と知り合い、彼女の依頼で加島屋の再建に尽力した(〈懐かしの立命館〉立命館草創期大阪時代の中川小十郎 立命館史資料センター <http://www.ritsumei.ac.jp/archives/column/article.html/>, 2016年3月11日閲覧).
- 51 「中川小十郎先生年譜」立命館史編纂室『立命館・中川小十郎研究会会報第11号—中川小十郎先生の経歴—帝国大学卒業後の生涯』1985年9月30日.
- 52 「来年度樺太庁立特別会計 中川第一部長談話」『樺日』1911年3月30日付.
- 53 「国民教育の精神」『樺日』1912年2月15日付.
- 54 樺太庁『樺太要覧 明治45年3月』同庁, 297頁.
- 55 例えば、前掲『樺太植民政策』(549頁)では、1910年に北海道が提出した「十五箇年計画」の継続費用として国が22,600,000円を補助していることを樺太と比較して「国家の撫育至れり尽くせり」と述べている.
- 56 前掲『戦前北海道における中等教育制度整備政策の研究』を参照.
- 57 中川は、「赴任するや否や」教員室の場所を学校の奥の方から玄関付近に変えて「児童の出入口の有様がよく見へる」ようにした(「国民教育の精神」『樺日』1912年2月16日付).
- 58 「小学学童保護者会設立」『樺日』1910年10月14日付.
- 59 前掲「日本統治下樺太における小学校の設置—領有から1910年代前半期まで—」『教育学の研究と実践』第2号, 6頁. 但し、私立小学校は住民の設置でそこに樺太庁の補助金が入るという方式であった.
- 60 「樺太教育会趣意書」『樺日』1912年2月7日付.
- 61 樺太評論社『旬刊 樺太レビュー』第13号, 樺太評論社, 1911年2月25日付. 白土宇吉は第1回樺太教育会で樺太の教育についての意見を披露している.
- 62 森川菊蔵については、坂本泰助『樺太之豊原』樺太町村史刊行会, 1922年, 40頁.
- 63 前掲『旬刊 樺太レビュー』第13号, 1911年2月25日付.
- 64 坂井一郎(大泊中学校第八代校長)「四十五年を顧みて」樺太庁大泊中学校・樺太庁大泊女学校同窓会『創立45周年記念 同窓会誌』第5号, 1957年, 113頁. なお、大野も佐々木も部落

総代を経て町民会長となった商工分野の有力者であり、吉川は後に評議員を勤めた人物である。

- 65 坂井泰助著『大泊の沿革と人物』三晶昌光（大泊町），1921年，148頁。
- 66 同前，『大泊の沿革と人物』145頁。
- 67 同前，『大泊の沿革と人物』146頁。
- 68 樺太庁編『樺太庁治一斑』第4回，同庁，1912年，137-144頁。
- 69 同前160-161頁。
- 70 「第一類第八号 予算委員会第七分科会議録」第5回『帝国議會衆議院委員会議録 明治編69 第28議會』東京大学出版会，1989年，59-62頁。
- 71 「中川一部長談▽昨日帰庁されたる 樺太中学問題」『樺日』1912年4月11日付。
- 72 「樺太庁中学校官制ヲ定ム」JACAR Ref.A01200081300『公文類聚』第36編明治45年 - 大正元年 第4巻官職3官制3・官制3（台湾総督府 - 庁府県）1，2/8。
- 73 「樺中開校式」『樺日』1912年5月26日付。この段落の記述はこの記事による。
- 74 「回想の大泊中学校」前掲『憶い出の文集』54頁。
- 75 「中学校教諭着任」『樺日』1912年4月14日付。
- 76 同前『樺日』1912年4月14日付。「中川一部長談」同紙，1912年4月11日付。
- 77 「樺太庁中学校官制ヲ定ム」JACAR Ref.A01200081300『公文類聚』第36編明治45年 - 大正元年 第4巻官職3官制3・官制3（台湾総督府 - 庁府県）4，5/8。
- 78 「樺中開校式雑感」『樺日』1912年5月28日付。
- 79 「校歌の思い出」前掲『憶い出の文集』104頁。
- 80 荒澤勝太郎『樺太文学史』第1巻，艸人舎（釧路），1986年，50頁。
- 81 「理想的中学校」『樺日』1912年3月14日付。
- 82 「校歌の思い出」前掲『憶い出の文集』103頁。
- 83 「新所長に対する訓話」『樺日』1911年7月6日付。
- 84 前掲『近代日本中学校制度の確立』262頁。
- 85 1907年5月台湾総督府令第32号「台湾総督府中学校規則」；1910年3月統監府令第9号「統監府中学校規則」（後に「朝鮮総督府」に名称変更）；1909年3月関東都督府令第5号「関東都督府中学校規則」による。
- 86 設置経緯などは、竹中憲一『満州』における教育の基礎的研究 第4巻 日本人教育』柏書房，2000年，第11章に記載されている。
- 87 樺太庁は，1929年に公立実業補習学校を8か所に設置し，それぞれを1930年代後半に実業学校へと昇格させた。そのほか1934年に樺太庁拓殖学校を開校している。1940年には樺太庁敷香中学校を，1941年には樺太庁恵須取中学校を設立した。
- 88 普通文官の無試験任用制度とは，1913年8月勅令第261号文官任用令により中学校又は文部大臣が中学校と同等と認定した学校の卒業生を無試験（書類審査）で判任官に任用する制度であ



る。

- 89 小学校教員免許の無試験検定資格とは、1900年8月文部省令第14号小学校令施行規則により、中学校又は文部大臣が中学校と同等以上と認めた学校の卒業生に無試験（書類審査）で教員免許状を授与する制度である。
- 90 1889年1月法律第1号徴兵令により府県中学校又は文部大臣が中学校と同等以上と認めた学校の卒業生で費用を自弁する者は、志願により1年間の現役に服することができる制度である。1927年4月法律第47号兵役法以降は、現役入隊した後に試験を受け、約1年間の教育訓練の後、曹長（最上級の下士官）まで昇級して除隊し、卒業後に予備将校に任官した者を指した。この一年間を一年志願兵制度、あるいは短期現役といい、制度については幹部候補生制度と称された。
- 91 「樺太庁中学校規則変更ハ文部省ノ認可ヲ受クヘキ件」樺太庁内務部地方課『樺太教育法規』（豊原）1922年、237頁。
- 92 同前。
- 93 「庁立中学校ハ徴兵令第十三条ニ該当ノ件」前掲『樺太教育法規』1922年、215頁。
- 94 同前、1922年、401頁。
- 95 文部省所管外の中学校の扱いについては、北海道教育大学札幌校の三上敦史氏のご教示を得た。
- 96 1907年5月勅令第206号台湾総督府中学校官制が制定された。同年8月、文部省告示第210号で徴兵令及び文官任用令により認定を受け、更に11月の文部省令第35号では、他の学校への転学が認められた（一部を除く）。「専検指定」は、同月の文部省告示第285号による。
- 97 1903年3月文部省令第14号専門学校入学者検定規程では、文部大臣の指定を受けた学校の卒業生を、試験によることなく中学校卒業と同等以上の学力を有する者と認定していた。
- 98 朝鮮では、1910年3月勅令第99号統監府中学校官制の後、同年6月文部省告示第163号で他の中学校への入転学（二部を除く）を承認され、1913年3月に同省告示第74号で文官任用令による認定を受けた。関東州は、1909年3月勅令第36号で官制制定の後、1911年3月に同省告示第40号で入転学、4月の同省告示第41号で文官任用令の認定を受けた。
- 99 「入学志願者心得」『樺日』1912年4月20日付。
- 100 「庁立中学校から初めて出た卒業生 彼等が今後の志望や如何に」『樺日』1917年3月4日付。
- 101 坂井一郎編『同窓会誌』第19号、大泊中学校同窓会（大泊）1944年。
- 102 萩野敏雄『北洋材経済史論』林野共済会、1957年、177頁。
- 103 同前、189頁。
- 104 前掲『同窓会誌』第19号。
- 105 前掲『樺太庁施政三十年史』464-467頁。
- 106 前掲『大泊の沿革と人物』149-150頁。
- 107 「故郷樺太」樺太庁大泊中学校・樺太庁大泊高等女学校同窓会『同窓会誌』第3号（札幌）

1951年，120頁．

- 108 坂本泰助・孝信共著『権太之留多加』権太町村史刊行会，1923年，97頁．
- 109 1927年4月，前年の内地小学校令の改正を受ける形で高等小学校への実務科目必修化が指示された（「高等小学校に対する教育改善の要項」『権日』1927年4月15日付）．また1928年度より中学校では「試験的に」第5学年を進学と実務の課程へと分けた（「権太庁中学校官制ヲ改正ス」JACAR RefA01200594400『公文類聚』第53編昭和4年第11巻官職8官制8（権太庁・南洋庁・会計検査院・庁府県）18/32）．
- 110 官立の上級学校に入学すると氏名と学校名が張り出されたが，私立は全く無視された（「権中最後の卒業生」前掲『憶い出の文集』83頁）．

## The First Secondary School in Karafuto: The Role of Kojuro Nakagawa in the Process of its Establishment

IKEDA Yuko\*

### Abstract

This paper examines educational policies implemented in Karafuto Prefecture, the southern part of the Sakhalin Island that became a Japanese colony in 1905 through the Treaty of Portsmouth. The education system in Karafuto expanded differently from that of the Japanese mainland. It was highly influenced by the needs and peculiarities of its colonial society. In this paper we will focus on the first secondary education institute founded in Karafuto, the Karafuto Prefecture Secondary School. By examining this school's historical background and development, we aim to clarify the characteristics and features of the Karafuto education policies during Japanese sovereignty, and contribute to a better understanding of the history of secondary education policies in Modern Japan.

At the time when this secondary school was proposed, Karafuto was sparsely populated, with undeveloped industries. Even though few students would be likely to attend a new school, Kojuro Nakagawa, one of the leaders of the Karafuto Government, stressed the importance of building a secondary school in the region in order to achieve social stability and unity among the people. To this end, he proposed the establishment of a prestigious secondary school that would follow the mainland general education curriculum and hire distinguished teachers from the mainland.

With no vocational schools in Karafuto, the population was highly dependent on this secondary school for social ascent. From this perspective, it is possible to say that during the 1920s, Karafuto Prefecture Secondary School was an educational institution that played a crucial role in promoting social mobility during the colonial period.

### Keywords

Colonial Education, Karafuto, Secondary School, Kojuro NAKAGAWA, Sadatarou HIRAOKA

---

\* Correspondence to: IKEDA Yuko  
Associate professor, Professional License Training Center, Sapporo Campuses, Tokai University  
5-1-1-1, Minamisawa, Minami-ku, Sapporo, 005-8601.  
E-mail: yikedata@tsc.u-tokai.ac.jp